

議第8号

令和5年度各務原市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度各務原市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,591,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,183,900千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 市税		22,131,887	751,790	22,883,677
	1 市民税	9,387,414	500,915	9,888,329
	2 固定資産税	10,030,361	118,296	10,148,657
	3 軽自動車税	384,556	29,256	413,812
	4 市たばこ税	700,000	89,133	789,133
	7 都市計画税	1,628,956	14,190	1,643,146
10 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金		390,000	21,628	411,628
	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	390,000	21,628	411,628
11 地方特例交付金		170,000	32,733	202,733
	1 地方特例交付金	150,000	32,733	182,733
12 地方交付税		3,300,000	734,756	4,034,756
	1 地方交付税	3,300,000	734,756	4,034,756
16 国庫支出金		13,663,092	323,530	13,986,622
	1 国庫負担金	6,894,635	357,472	7,252,107
	2 国庫補助金	6,683,044	△ 33,942	6,649,102
17 県支出金		4,247,333	43,797	4,291,130
	1 県負担金	2,670,985	5,575	2,676,560
	2 県補助金	1,310,208	36,377	1,346,585
	3 委託金	266,140	1,845	267,985

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
19 寄附金		504,300	34,148	538,448
	1 寄附金	504,300	34,148	538,448
20 繰入金		5,133,948	44,707	5,178,655
	1 基金繰入金	5,133,948	42,587	5,176,535
	2 特別会計繰入金	0	2,120	2,120
21 繰越金		1,673,056	1,447,418	3,120,474
	1 繰越金	1,673,056	1,447,418	3,120,474
22 諸収入		1,485,568	30,748	1,516,316
	6 雑入	1,286,152	30,748	1,316,900
23 市債		5,619,400	125,780	5,745,180
	1 市債	5,619,400	125,780	5,745,180
歳 入 合 計		63,592,865	3,591,035	67,183,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		5,026,874	2,497	5,029,371
	1 総務管理費	4,043,107	0	4,043,107
	3 戸籍住民基本台帳 費	255,618	2,497	258,115
3 民生費		18,718,956	142,170	18,861,126
	1 社会福祉費	7,870,863	142,170	8,013,033
	2 高齢福祉費	653,688	0	653,688
	3 児童福祉費	8,409,306	0	8,409,306
6 農林水産業費		464,608	6,000	470,608
	1 農業費	140,035	0	140,035
	3 農地費	244,819	6,000	250,819
7 商工費		2,236,630	0	2,236,630
	1 商工費	2,236,630	0	2,236,630
8 土木費		4,624,870	298,158	4,923,028
	1 土木管理費	434,126	0	434,126
	2 道路橋梁費	1,884,806	201,795	2,086,601
	3 河川費	106,206	0	106,206
	4 都市計画費	1,587,535	96,363	1,683,898
9 消防費		2,225,847	0	2,225,847
	1 消防費	2,225,847	0	2,225,847
10 教育費		11,868,772	0	11,868,772
	1 教育総務費	1,211,649	0	1,211,649
	2 小学校費	1,152,143	0	1,152,143

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	3 中学校費	540,514	0	540,514
	4 特殊学校費	2,783,526	0	2,783,526
	7 保健体育費	3,162,730	0	3,162,730
13 諸支出金		5,842,996	3,142,210	8,985,206
	2 繰出金	5,776,448	39,748	5,816,196
	3 基金費	66,548	3,102,462	3,169,010
歳出合計		63,592,865	3,591,035	67,183,900

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
②総務費	3戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム等改修事業	13,968
③民生費	1社会福祉費	住民税非課税世帯に対する 価格高騰重点支援給付事業	7,000
③民生費	1社会福祉費	障害者グループホーム 緊急整備事業費補助事業	19,000
③民生費	2高齢福祉費	地域密着型サービス等整備助成事業	168,026
④衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	11,821
⑦商工費	1商工費	ものづくり事業再構築支援事業	25,000
⑦商工費	1商工費	中小企業GX推進事業	12,900
⑧土木費	1土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	57,010
⑧土木費	2道路橋梁費	市単道路改良事業	5,676
⑧土木費	2道路橋梁費	道路維持改良事業	50,754
⑧土木費	2道路橋梁費	市道蘇南53号線道路改良事業	10,196
⑧土木費	2道路橋梁費	緊急対策踏切改良事業	80,000
⑧土木費	2道路橋梁費	市道那816号線道路改良事業	10,000
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶯985号線ほか3道路改良事業	15,055

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑧土木費	2道路橋梁費	市道各378号線道路改良事業	10,000
⑧土木費	2道路橋梁費	市道那813号線道路改良事業	12,579
⑧土木費	2道路橋梁費	市道川1号線道路改良事業	10,000
⑧土木費	2道路橋梁費	蘇原瑞穂町周辺生活道路整備事業	34,400
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶉984号線ほか1道路改良事業	41,000
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶉941号線道路改良事業	20,220
⑧土木費	2道路橋梁費	市道稲499号線道路改良事業	27,730
⑧土木費	2道路橋梁費	橋梁維持改良事業	80,027
⑧土木費	4都市計画費	日野岩地大野線整備事業	98,323
⑧土木費	4都市計画費	都市公園維持補修事業	2,100
⑧土木費	4都市計画費	前渡地区木曾川周辺整備事業	24,029
⑧土木費	4都市計画費	朝日地区公園再編事業	17,140
⑧土木費	4都市計画費	公園施設長寿命化事業	15,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新 特 別 支 援 学 校 什 器 備 品 購 入 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	99,777

第4表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 基 盤 整 備 事 業	千円 33,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。</p>	千円 39,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。</p>
道 路 橋 梁 事 業	797,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率		931,500		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
排 水 路 改 良 事 業	12,800				16,500			
街 区 公 園 整 備 事 業	96,700				124,500			
消 防 施 設 整 備 事 業	117,500				131,600			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小学校施設 整備事業	千円 472,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 474,400	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
中学校施設 整備事業	115,900				117,800			
特別支援 施設整備 事業	296,500				335,500			
総合体育館 等施設整備 事業	319,100				462,600			
臨時財政 対策債	500,000				266,280			

(廃止)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	
一 般 会 計 出 資 債 (水 道 事 業)	千円 12,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	-	-	-	-	令和5年度 は起債対象 事業を実施 しないこと になったた め

議第9号

令和5年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,318,947千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 国民健康保険料		2,643,248	35,110	2,678,358
	1 国民健康保険料	2,643,248	35,110	2,678,358
4 県支出金		10,016,992	100,000	10,116,992
	1 県補助金	10,016,992	100,000	10,116,992
7 繰越金		324,006	△ 35,110	288,896
	1 繰越金	324,006	△ 35,110	288,896
歳 入 合 計		14,218,947	100,000	14,318,947

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 保険給付費		9,888,740	100,000	9,988,740
	1 保険給付費	9,888,740	100,000	9,988,740
3 国民健康保険事業 費納付金		3,812,037	0	3,812,037
	1 国民健康保険事業 費納付金	3,812,037	0	3,812,037
5 諸支出金		100,000	0	100,000
	1 償還金	100,000	0	100,000
歳 出 合 計		14,218,947	100,000	14,318,947

議第10号

令和5年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,867,896千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 国庫支出金		2,678,946	4,000	2,682,946
	2 国庫補助金	489,935	4,000	493,935
9 繰入金		2,156,617	4,482	2,161,099
	1 一般会計繰入金	1,856,617	△ 4,000	1,852,617
	2 基金繰入金	300,000	8,482	308,482
歳 入 合 計		12,859,414	8,482	12,867,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		241,014	0	241,014
	1 総務管理費	241,014	0	241,014
6 諸支出金		232,565	8,482	241,047
	1 償還金及び還付加 算金	232,565	6,362	238,927
	2 繰出金	0	2,120	2,120
歳 出 合 計		12,859,414	8,482	12,867,896

議第 1 1 号

令和 5 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度各務原市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第 2 条 令和 5 年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,575,515 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 120,017 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,204,483 千円及び当年度分損益勘定留保資金 251,015 千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	185,722 千円	177 千円	185,899 千円
第 1 項 負担金	116,820 千円	△12,600 千円	104,220 千円
第 2 項 企業債	12,600 千円	△12,600 千円	0 千円
第 8 項 補助金	56,302 千円	25,377 千円	81,679 千円

（企業債の廃止）

第 3 条 予算第 5 条の 2 を削る。

（他会計からの補助金の補正）

第 4 条 予算第 7 条の 2 中「168,380 千円」を「193,757 千円」に改める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 1 2 号

令和 5 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度各務原市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度各務原市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収	入		
第 1 1 款 下水道事業収益	2,907,770 千円	30,971 千円	2,938,741 千円
第 2 項 営業外収益	1,154,311 千円	30,971 千円	1,185,282 千円
支	出		
第 2 1 款 下水道事業費用	2,941,760 千円	30,971 千円	2,972,731 千円
第 1 項 営業費用	2,570,933 千円	30,971 千円	2,601,904 千円

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅野 健 司